

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 7 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 10 日

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類の通知書番号 | 別紙のとおり |
| 2 書類の保管場所 | 旭川市市民生活部国民健康保険課 |
| 3 納付場所 | 旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）
旭川市収納代理金融機関
旭川市役所（各支所及び出張所を含む。） |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 5 納期限 | 第 1 期 令和 8 年 9 月 30 日
第 2 期 令和 8 年 9 月 30 日
第 3 期 令和 8 年 9 月 30 日
第 4 期 令和 8 年 11 月 2 日
第 5 期 令和 8 年 11 月 30 日
第 6 期 令和 8 年 12 月 25 日
第 7 期 令和 9 年 2 月 1 日
第 8 期 令和 9 年 3 月 1 日 |

公 示 送 達 名 簿

別紙

通 知 書 番 号	氏 名	賦課年度	対象年度
0 0 9 4 6 6 5 7	西岡 由子	令和 8 年度	令和 8 年度
1 8 8 2 8 4 0 0	高橋 みどり	令和 8 年度	令和 8 年度
1 7 5 5 2 7 4 6	吉田 修	令和 8 年度	令和 8 年度
1 7 8 4 6 4 2 9	福地 健司	令和 8 年度	令和 8 年度
1 7 9 2 4 4 3 2	大橋 春雄	令和 8 年度	令和 8 年度
1 1 8 2 3 5 0 7	伊藤 トシ子	令和 8 年度	令和 8 年度